

辞 退 届

年 月 日

横浜市社会福祉協議会会長

修学生番号

住 所 〒

氏 名

電 話 番 号

養成施設名

下記のとおり保育士修学資金の貸付けを辞退します。

貸付期間	年 月～ 年 月 (か月)	貸付決定額	円
交付済期間	年 月～ 年 月 (か月)	交付済額	円
辞 退	貸付金について、 年 月分の交付から辞退します。		
理 由			

(注) 貸付金の辞退により貸付けが終了すると、終了した月の翌月より返還が始まります。辞退後も引き続き養成施設に在学される場合は、返還猶予が申請できますので、併せて手続きをしてください。